

(別紙)

御即位当日における祝意率表について

〔平成31年4月2日〕
閣議決定

御即位当日（5月1日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。



別添

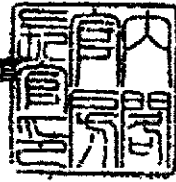
閣議呈式第2号

平成31年4月2日



文部科学大臣 殿

内閣官房長官



御即位当日における祝意奉表について（依命通知）

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。



31受文科総第53号
平成31年4月2日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
小学校高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学事務次官
藤原



御即位当日における祝意奉表について (通知)

標記について、平成31年4月2日付けで、別添のとおり内閣官房長官から文部科学大臣宛て通知がありました。

については、貴機関及び貴管下の学校その他の教育機関においても、この趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人その他の教育機関等に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本件の周知をお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第1係
電話：03-5253-4111 (内線3003)

平成31年4月12日

各所属長 殿

総務室長

御即位当日における祝意奉表について（通知）

このことについて、文部科学事務次官から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

問合せ先

総務グループ 名取

電話 045-210-8020（直通）



文第 1019 号
平成 31 年 4 月 2 日

各所属長 殿

総務局組織人材部文書課長
政策局政策部政策法務課長

改元に伴う文書処理等について（通知）

平成 31 年 4 月 1 日に元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）が公布され、元号を「令和」と改め、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）の施行の日（平成 31 年 4 月 30 日）の翌日から施行することとされました。

つきましては、文書処理等について、別紙事項に留意の上、遺漏のないよう配慮願います。

なお、平成 31 年 4 月 2 日付で総務省から元号による年表示の取扱いについて通知が発出されましたので、併せて周知します。

- 添付資料（1）別紙「改元に伴う文書処理上の考え方」
（2）総務省通知及びその添付資料

問合せ先

文書課文書指導グループ

県庁内線 2455～2458

政策法務課法令審査グループ

県庁内線 2415～2418

行政第1028号

平成31年4月5日

各県立学校長 様

行政課長

元号の制定について（通知）

このことについて平成31年4月2日付け31文科総第3号により文部科学事務次官から別添のとおり通知がありましたので、通知します。

なお、改元に伴う文書処理等につきましては、平成31年4月2日付け文第1019号により総務局組織人材部文書課長及び政策局政策部政策法務課長から各所屬長宛て通知が発出されておりますので、同通知に基づき、適正な事務執行を図るよう徹底してください。

問合せ先
行政グループ 金指、篠崎
内線 8082

改元に伴う文書処理上の考え方

1 元号表記の基本的取扱い（新元号の使用）

- (1) 本年4月30日以前に施行(発出)する公文書において、元号を用いて5月1日以後の日付を記載する場合は、全て「平成」の元号を用いることとし、同日以後に施行(発出)する公文書に、元号を用いて同日以後の日付を記載する場合は、全て新元号「令和」を用いることとする。
- (2) 旧元号（平成）で日付が表記された公文書は、5月1日以降、改元によって法律上の効果が変わることはないため、修正を要しないものとするが、県民の混乱を招く等のおそれがある場合には必要に応じて修正するなどの対応を行う。
- (3) (1) の後段の公文書について、決裁・回議等内部的処理は、5月1日前においても新元号を記載して処理を行って差し支えない。
- (4) 予算の呼び方については、別途通知する。

2 本年5月1日から12月31日までの年の表記方法

- (1) 元号により表記する場合は「令和1年」ではなく、「令和元年」を用いる。

表記例 令和元年5月2日

令和元. 5. 2

令 元. 5. 2

元. 5. 2

- (2) 電算処理等事務処理上「元年」を使用することが困難な場合又は日付印等に「元」の刻印のないものを使用する場合は、年次を「元」ではなく「1」と表記しても差し支えない。

3 例文登録について

神奈川県行政文書管理規程に基づいて例文として処理するもの（例文登録）については、旧元号を用いて表記した部分を新元号に読み替えるものとし、旧元号を用いて表記した部分は、改元とは別の理由により例文登録をする際に新元号に改める。

4 記号番号、法令番号等の取扱い

- (1) 記号番号について

本年4月1日からの通し番号を引き続き使用する。

- (2) 法令番号

元号を改める政令の施行日（5月1日）以後に公布又は公表されるものから政策法務課において第1号として新たに付番する。

- (3) 神奈川県公報の発行番号

文第1031号
平成31年4月5日

各 所 属 長 殿

文 書 課 長
財 政 課 長

改元に伴う会計年度の名称について（通知）

このことについて、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」とし、これに伴い、当年度予算の名称は、改元日以降に作成する文書においては「令和元年度予算」と表示します。

なお、改元日以降最初の補正予算を編成する場合には、当該補正予算議案は「令和」を用いて作成した上で、同議案により、平成31年度予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する旨を規定する予定です。

また、改元日前に作成した文書において、会計年度が「平成」と表記されている場合、改元によって法律上の効果が変わることはないため、原則として修正は要しないものとします。（平成31年4月2日付け文書課長・政策法務課長通知（文第1019号「改元に伴う文書処理等について」）別紙1(2)と同趣旨）。

【参考】平成31年4月1日付け 関係省庁連絡会議申合せ（一部抜粋）

国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」とし、これに伴い、当年度予算の名称は、各府省が改元日以降に作成する文書においては「令和元年度予算」と表示するものとする。

なお、国の予算について、改元のみを理由とした補正等の手続は行わず、改元日以降最初の補正予算を作成する場合には、当該補正予算に表示される元号について、「令和」を用いて表示した上で作成するものとし、当該予算総則において、平成31年度予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する旨を明示するものとする。

問合せ先

文書課文書指導グループ

県庁内線2455～2458

財政課財務企画グループ

松田 内線2266

元号を改める政令の施行日（5月1日）以後に発行される定期の号を新たに神奈川県公報定期第1号とし、同日以後に発行される号外の号を神奈川県公報号外第1号とする。

5 元号を改める政令の施行日（5月1日）以後に施行する文書で、旧元号（平成）が印刷されている文書の処理

(1) 用紙・帳票等

「平成」が印刷されている箇所を2本線により抹消し、余白に「令和」を記入する。訂正印の押印は基本的には不要とする。ただし、訂正が事務処理上困難な場合は除く。この場合は、相手方に事情を説明するなどの対応を必要に応じて行う。

※ 訂正が事務処理上困難で訂正をしない場合に、例えば「平成31年6月1日」を、帳票の印刷が「平成」のまま「平成元年6月1日」という、存在する過去日付を出力して施行してしまわないよう厳に注意すること（この例の場合は、「要訂正」である。）。

(2) 浄書済み文書（証明文（〇〇証、証書、免許状、証明書等））で掲示が義務付けられている文書

原則、上記1(2)のとおり、修正を要しないものとする。

ただし、県民等が生涯持つものもあるので、必要や状況に応じて訂正や差替えなどの措置をとることとする。

6 締結済の契約書、覚書、協定書等に記載されている旧元号（平成）の取扱い

本年5月1日以後の日付が「平成」で記載されているものは、該当箇所を新元号「令和」による日付に読み替え、後日例えば変更契約を締結するなどの折に、所要の変更処理を行う。ただし、直ちに変更手続をとらなければその効力に影響があるものは除く。

7 問合せ先

- 上記1、2、4(1)、5、6

文書課文書指導グループ

- 上記3、4(2)、(3)

政策法務課法令審査グループ

神奈川県教育委員会

2019年4月21日

教育長 桐谷次郎 様

個人情報保護条例を活かす会

公文書における元号使用強制通知に抗議するとともに、

西暦使用に変更すること求めます

本年(2019年)4月5日付で神奈川県教育委員会は行政課長名で県立学校長宛てに「元号制定について(通知)」を発送しました。

この文書は単に元号が変更になったことを伝えるものではなく、「改元にもなる文書処理上の考え方」が別紙として添付され、細部にわたって新元号の使用を義務づけるものとなっています。

私たちはこのような事態を看過することはできません。天皇が時間、空間を支配し人民が常にそのことを意識するように「元号」が創出された歴史については改めて言うまでもありません。戦後、元号は法的根拠を失ったものの、1979年に元号法が制定されました。しかし、批判も多く、元号の使用に関しては強制するものではないことが国会で確認され、各役所で強制がないよう注意喚起の通達が出されています。元号使用の規程がないとの行政課の回答もそれを踏まえたものと思います。

にもかかわらず、神奈川県教育委員会は今回、公文書において元号使用を義務づけるような通知を出しました。公務員は天皇制の擁護者として振る舞えと言っているようなものです。

昨年度末、元号強制をやめてもらいたいとの私たちの要請に対し、行政課は、「元号使用の規程はないものの、公文書においては、その使用が『慣行』である」と回答していました。しかし、それがただの「慣行」ではなく、事実上の強制に至っている現場の実態を私たちは訴え、重要なことは元号使用の「規程」がないことをまず現場に周知することを求めました。しかし、そのことは無視され、ただの「慣行」だけが通知として出されてしまいました。このことに、私たちは強い憤りを感じております。

国際化し多様化する社会の中で、国内しか通用しない「元号」は混乱しかもたらさないと思います。また、高齢化は進み、3、4つの元号をまたいで生存している方々にとっては、行政文書の「元号」記載は間違いや混乱の元になる、きわめて煩わしいものでしかありません。コンピュータ上の文書管理システムは「西暦」入力としたそうですが、まさにそのような混乱を避けるためではないのでしょうか。入力は「西暦」、行政から学校・市民に発行される文書は「元号」、何ということでしょう。天皇制への付度を市民に押しつける役所の都合としか言いようがありません。また、改元に伴う文書やシステム変更などは税金や労力の無駄遣いでしかありません。

今回の、元号強制の通知発送に抗議するとともに、学校現場・行政機関内・機関外への発信においても、西暦使用および西暦での文書発行に、早急に切り替えるよう申し入れます。

以上